

『中心市街地の商機能の重点的支援を受けたい』

商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）

「日本再興戦略」に掲げる、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を前倒して実現するとともに、消費増税により深刻な影響が懸念される地域の商店街への支援を図るため、地域経済において重要な役割を果たす中心市街地に対して、事業を絞って重点的に支援します。

対象となる方

まちづくり会社（※）、民間事業者、商店街振興組合、NPO法人 等

（※）自治体、商工会議所等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社

支援内容

中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援します。①調査事業、②先導的・実証的事業（施設整備事業）に対し、重点的に支援を行います。

(1) 補助率

①調査事業：定額

②先導的・実証的事業：2／3

国（2／3、定額）→まちづくり会社、民間事業者、商店街振興組合、NPO法人 等

(2) 補助額

①調査事業：上限1,000万円、下限100万円

②先導的・実証的事業：上限2億円（5億円※）、下限100万円

（※）重点支援要件を満たした事業については、上限額を引き上げます。

(3) 補助対象事業

①調査事業

（例）ニーズ調査、マーケット調査、商店街に対する波及効果調査 等

②先導的・実証的事業

（例）○高度な商業施設を整備する事業

○広域生活圏の商業の活性化が見込まれる事業

○広域生活圏内外からの来訪者が見込まれる事業

ご利用方法

(1) 募集期間中に商店街まちづくり事業事務局（中心市街地活性化担当）に申請書類を提出。

(2) 学識経験者等による審査委員会を経て、採択案件を決定。

(3) 採択された補助事業者は、補助金交付規程に基づき、交付申請書を商店街まちづくり事業事務局中心市街地活性化担当に提出し、交付決定、事業開始。

お問い合わせ先

商店街まちづくり事業事務局（中心市街地活性化担当） TEL:03-5551-9227

〒104-8411 東京都中央区築地1-11-10

URL: <http://www.syoutengai.or.jp/machi/index.html>